

建設業法令遵守マニュアル

●●●●株式会社

■目次

はじめに

【Ⅰ. 建設業法の目的等】

1. 建設業法の目的
2. 建設業許可とは

【Ⅱ. 建設工事の該非判定】

1. 「建設工事」の定義
2. 建設工事の種類
3. 該非判定

【Ⅲ. 建設業許可の要件】

1. 経營業務の管理責任者
2. 専任技術者
3. 営業所の定義
4. ●●●●の許可状況

【Ⅳ. 技術者について】

1. 技術者の配置
2. 専任が必要な工事
3. 現場代理人

【Ⅴ. 下請契約について】

1. 見積り
2. 契約書
3. 下請代金の適正な支払い
4. 検査・引渡し

【Ⅵ. 建設業者の責務について】

1. 特定建設業者（元請）の責務
2. 一括下請負（工事の丸投げ）の禁止
3. 工事従事者の社会保険加入
4. 施工体制台帳
5. 施工体系図
6. 帳簿の備付
7. 標識の掲示

【Ⅶ. その他】

1. 建設業法令に違反すると
2. 技術者の育成
3. 建設工事に係る建設業法以外の法令・手続き
4. 許可行政庁相談窓口一覧
5. 関係法令資料
6. お役立ちサイト

【I. 建設業法の目的等】

1. 建設業法の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。(建設業法第1条)

2. 建設業許可とは

建設業（建設工事の完成を請け負うことを営業とする者）を営もうとする者は、建設業法施行令第1条の2で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除いて、建設業の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条第1項)

◆軽微な建設工事とは

以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ①建築一式工事では、1,500万円未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
- ②建築一式工事以外の工事では、500万円未満の工事

«注意点»

- ・正当な理由に基づかず、工事の完成を2つ以上の契約に分割して請け負うときは、それぞれの契約の請負代金の合計額とします。
- ・材料が注文者から支給される場合は、支給材料費が含まれます。
- ・請負代金や支給材料に係る**消費税**、**地方消費税**が含まれます。

●●●●ルール

商談の最初の段階で建設工事に該当するかどうか営業部門内で判断して下さい。

該非判断実施者は営業担当者、責任者は案件に関する決裁権を持っている部門長です。

遅くともお客様から見積依頼される前には、必ず受注可否について判断を行ってください。

見積書(控)および受発注原票に下記チェック欄を設ける。

(例)	
<遵法チェック>	建設業法 チェック
(1)内容に役務が含まれますか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> →「いいえ」は(3)へ	検印 (決裁権者)
(2)役務は工事に該当しますか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
(3)当社で受注可能ですか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
※該非判断については、「建設業法令遵守マニュアル」10ページ参照	

【Ⅱ．建設工事の該非判定】

1. 「建設工事」の定義

建設工事は、建設業法の適用を受けるため、受注する業務が建設工事に該当するか否かを判断して対応しなければなりません。そのためには、まず建設工事とは何か、その定義を理解しておく必要があります。

建設業法では、「土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう(建設業法第2条第1項)」とされています。「土木建築に関する工事」は、「土木工作物・建築物に関する工事」と理解しておけばよいでしょう。

土木工作物：人為的な労作を加えることによって通常、土地に固定して設備された物

建築物：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）

なお、建設業法の「別表第一の上欄」をまとめると下表のとおりです。

1 土木工事業	8 電気工事業	15 板金工事業	22 電気通信工事業
2 建築工事業	9 管工事業	16 ガラス工事業	23 造園工事業
3 大工工事業	10 タイルれんがブロック工事業	17 塗装工事業	24 さく井工事業
4 左官工事業	11 鋼構造物工事業	18 防水工事業	25 建具工事業
5 とび・土工工事業	12 鉄筋工事業	19 内装仕上工事業	26 水道施設工事業
6 石工事業	13 ほ装工事業	20 機械器具設置工事業	27 消防施設工事業
7 屋根工事業	14 しゅんせつ工事業	21 熱絶縁工事業	28 清掃施設工事業
			29 解体工事業

※平成28年6月より「解体工事業」が創設され29種類となります。

「土木工作物・建築物に関する工事」で、これら29種類のいずれかに該当するものであれば「建設工事」に該当するということになります。

2. 建設工事の種類

上記 29 種類の建設工事のうち、当社の業務に関連する主な業種である「電気工事」「管工事」「機械器具設置工事」「電気通信工事」について、その定義を理解しておきましょう。

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③電気工事の②に同じ。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備

			であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①電気工事の②に同じ。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④管工事の⑥に同じ。
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③電気工事の②に同じ。

《注意点》

各営業所で取得している許可業種が異なる場合、受注しようとする工事が、軽微な建設工事（税込 500 万円未満の工事）に該当するものであっても、請負うことができない場合があります。

◇Q&A

Q. 許可の取得状況が下表のとおりである場合、B 支社で税込 400 万円の管工事の受注契約を行うことができるか。

○：許可有り

営業所	電気工事	管工事
主たる営業所（本社）	○	
A 支社	○	○
B 支社	○	

A. B 支社は当該工事の受注契約を行うことができません。他の営業所（A 支社）で管工事の許可を取得しているため、軽微な建設工事であっても、A 支社で管工事の受注契約をしなければなりません。主たる営業所についても同様です。

なお、全ての営業所で許可を取得していない業種（例えば、機械器具設置工事、電気通信工事）については、税込 500 万円未満のものであれば、どの営業所でも受注契約を行うことができます。